日本社会人団体馬術連盟

会長 山口 昇 殿

**誓　約　書**

1. 当団体(団体およびその部員、当団体と部員の所属する企業・官公庁等、ならびにその実質的支配者並びにその他関連会社、およびそれらの役員、従業員等を含む。以下、同様)は、当団体が、現在かつ将来にわたっても、以下の各項目のいずれにも該当しないことを表明、確約するとともに、誓約いたします。

(1)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という) であること

(2)　暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3)　暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4)　暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5)　暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

(6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(7) 前各号の共生者

(8) その他前各号に準ずると貴連盟が認めた者

2. 当団体は、自ら又は第三者を利用して次の号のいずれの行為も行わないことを確約、誓約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴連盟及び馬術界の信用を毀損し、または貴連盟の業務を妨害する行為

(6) その他前各号に準ずる行為

3. 当団体が第1項各号のいずれかに該当した場合または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、誓約が守られなかった場合、もしくはこの表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、催告なしで直ちに、貴連盟を除名となることを了解します。本項に基づく措置を取ったことにより、当団体にいかなる損害・費用が発生しても、貴連盟は一切責任を負わないことを了解します。

平成 年 月 日

団体名：

役　職：

氏　名： 　　　　　　　　　　　　　　　㊞